

証券コード 7378

2024年1月11日

(電子提供措置の開始日 2024年1月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号

株 式 会 社 ア シ オ

代表取締役社長 中 山 博 登

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://asiro.co.jp/ir/stock/meething/>

上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、「第8回定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7378/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「第8回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年1月25日（木曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月26日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
※開始時間、受付開始時間が前年とは異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号
B1乙新宿 1階 多目的ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（2022年11月1日から2023年10月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議案につきまして賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
 2. ご出席される株主の皆様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
 3. 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加えて、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 4. 電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 5. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年1月26日（金曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年1月25日（木曜日）
午後7時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年1月25日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード
見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

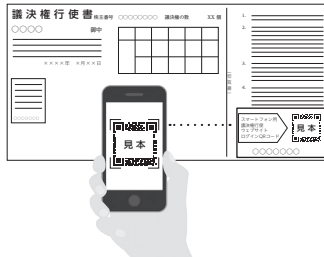
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

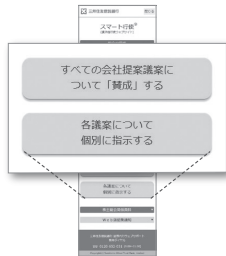
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



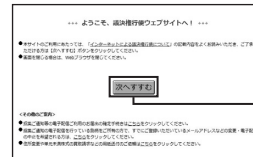
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

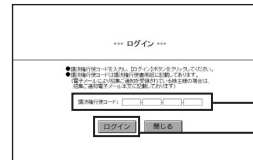
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年11月1日から
2023年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における感染症法上の位置付けが5類に移行されるなど、各種制限が緩和され経済正常化の流れが進む一方で、世界的にはロシアによるウクライナ侵攻等による資源価格高騰やインフレが継続していることでの金利の上昇やそれに伴う金融機関の経営不安等が生じ、引き続き先行き不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻くインターネット広告市場におきましては、2022年の広告費は3兆912億円（前年比14.3%増加）となり、一貫して成長を続けている結果、2021年に続きマスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビメディア広告費の合算）を上回りました。

（出所：株式会社電通「2022年日本の広告費」）

このような事業環境のもと、当社グループはリーガルメディア関連事業を中心に事業を展開しており、当該事業においては主に弁護士を顧客とするリーガルメディアや、弁護士以外を顧客とする派生メディアを運営しております。また、リーガルメディア関連事業に加えて、弁護士・公認会計士といった士業人材や管理部門人材を対象とする人材紹介サービスを提供するHR事業や、弁護士に依頼する際の費用の一部を補償対象とする弁護士費用保険を販売する保険事業を展開しております。

収益の大部分を占めるリーガルメディアでは、新規顧客開拓を推し進めるとともに、解約率の引き下げ並びに既存顧客からの追加受注に注力するなどした結果、2023年10月における掲載枠数（注1）は2,415枠（前年同月比25.5%増加）、掲載顧客数（注2）は983件（前年同月比27.8%増加）となり、順調に伸長しております。

（注1）掲載枠数とは、掲載延べ数であり、同一顧客が複数の広告枠掲載を行う場合は複数カウントを行っております。

（注2）掲載顧客数とは、広告枠の掲載を行っている顧客の実数であります。

また、派生メディアにおいては、経済正常化による企業の採用意欲の高まりが継続していることや、積極的な広告出稿等から転職メディア「キャリアズ」の案件数が増加し、当連結会計

年度における問合せ数は51,166件（前期比52.8%増加）となり、大幅に増加いたしました。

なお、2023年3月31日付で株式会社ビッコレ（以下「ビッコレ」という。）の全株式を取得し、ポイントサイト事業「ビッコレ」、FXデモトレードアプリ「ビッコレFX」等の運営を新たに開始しております。ビッコレの基本的なビジネスモデルは派生メディアと類似していることから同事業は派生メディアの区分に含めており、2023年4月分から連結業績として計上されております。また、2023年6月1日付でビッコレを消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併を完了しております。

以上の結果、国際会計基準（IFRS）に準拠した当連結会計年度の業績は、売上収益は3,197,782千円（前期比45.2%増）、営業利益は53,271千円（同89.0%減）、税引前利益は43,235千円（同90.9%減）、当期損失は38,469千円（前期は330,854千円の利益）、親会社の所有者に帰属する当期損失は12,397千円（前期は343,624千円の利益）となりました。当社は2025年10月期に売上収益55億円、営業利益11億円の達成を主な目標とする中期経営計画を策定しており、そのための施策として当連結会計年度を中長期的な成長のための投資を積極化させる「成長投資期間」と位置付けていることから、各段階利益に関しては前期比減益となっております。また、当連結会計年度末において、IFRSに基づく減損テストを実施し監査法人との協議を行った結果、保険事業におけるのれんに係る減損損失98,335千円、HR事業におけるソフトウェアに係る減損損失16,137千円を計上しており、当社はIFRSを採用していることから減損損失はその他の費用として営業損益に含まれ、営業利益以下の各段階利益に影響しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。なお、売上収益はセグメント間取引の相殺消去後の数値であります。

〔リーガルメディア関連事業〕

リーガルメディアの掲載枠数及び掲載顧客数の増加に伴う掲載料収入等の増加に加えて、中長期的なユーザー数の安定的な確保を目的としたブランディング施策として、「弁護士ナビ」シリーズから「ベンナビ」へサイト名を含めたリブランディングを実施し、当連結会計年度においてはテストマーケティングも兼ねたテレビCM等のマス広告やYouTube、各種SNS広告等の配信を実施いたしました。また、派生メディアにおいては上述の背景より転職メディア「キャリアズム」の案件数が増加したことや、新たにビッコレの事業が加わったこと、新規領域となる金融メディアの立ち上げに向けて投資を行った結果、売上収益は2,997,316千円（前期比45.0%増）、セグメント利益は858,786千円（同0.1%減）となりました。

なお、リーガルメディアの売上収益は1,838,036千円（同25.1%増）、営業利益は582,522千円（同5.4%減）となりました。また、派生メディアの売上収益は1,159,279千円（同94.2%増）、営業利益は276,264千円（同13.3%増）となりました。

〔HR事業〕

今後の成長に向けた体制強化として、当連結会計年度において大幅に人員数を増加させるとともに、新たに採用した人員の育成に注力いたしました。売上収益、営業利益については、人材紹介サービスの登録者数並びに成約者数が順調に増加した一方で人材採用や育成にリソースを投下する必要があったことや広告出稿を積極的に進めたことから、売上収益は135,739千円（前期比28.1%増）、セグメント損益は161,931千円の損失（前期は7,285千円の利益）となりました。

なお、同事業においては、新規事業としてダイレクトリクルーティングサービスのシステムを開発しておりましたが、同サービスを本格稼働させていくためには相当な投資やリソースが必要となる見込みであり、人材紹介サービス並びに人材派遣サービスに経営資源を集中することが現状では最適と判断したことから、ダイレクトリクルーティングサービスについては事業展開を停止させることといたしました。これにより、同サービスに係るシステム開発等に投じたソフトウェアに係る減損損失16,137千円を計上しており、上記のセグメント損益は当該減損損失を含んだ数値となっております。

〔保険事業〕

2022年4月28日に株式の追加取得により連結子会社化し、第7期第3四半期より損益計算書の連結を開始した株式会社アシロ少額短期保険（以下「アシロ少短」という。2022年9月1日に株式会社カイラス少額短期保険から社名を変更）にて少額短期保険業を営んでおります。売上収益は64,469千円（前期比135.4%増）、セグメント損益は217,499千円の損失（前期は62,616千円の損失）となりました。

なお、アシロ少短は保有契約件数に応じて売上収益が増加するストック型の収益モデルであり、保有契約件数の積み上げに向けて当社グループが強みとしているウェブマーケティングを活用した販売活動を推進しておりますが、当初の計画よりも進捗が鈍い状況を踏まえて監査法人と協議を行った結果、連結子会社化時に計上した保険事業に係るのれんの一部である98,335千円を減損損失として計上しており、上記のセグメント損益は当該減損損失を含んだ数値となっております。

[その他]

現時点では重要性の乏しい新規事業等を報告セグメントに含まれない事業セグメントとして区分し、「その他」として開示しております。売上収益は259千円（前期比82.6%減）、セグメント損益は2,464千円の損失（前期は29,130千円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は249,293千円であり、その主な内容は、本社オフィス増床に伴う内装工事及び使用権資産の増加等であります。

③ 資金調達の状況

2023年3月にビッコレの株式取得資金として株式会社りそな銀行より300,000千円の長期借入れを行いました。その後、ビッコレの株式取得代金が150,000千円減額となったことに伴い、2023年6月に当該借入のうち150,000千円の繰上返済を行いました。また、2023年9月に株式会社千葉銀行より100,000千円の長期借入れを行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年6月1日に当社の完全子会社であるビッコレと吸収合併を行い、同社が営んでおりました派生メディア事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況 (IFRS)

区 分	第 5 期 (2020年10月期)	第 6 期 (2021年10月期)	第 7 期 (2022年10月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2023年10月期)
売 上 収 益 (千円)	1,478,705	1,552,753	2,201,586	3,197,782
営 業 利 益 (千円)	332,673	360,941	483,658	53,271
税 引 前 利 益 (千円)	323,408	354,285	477,366	43,235
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (千円) 又は当期損失 (△)	207,982	228,779	343,624	△12,397
基本的1株当たり 当 期 利 益 又 は (円) 当 期 損 失 (△)	34.66	36.67	50.03	△1.69
資 産 合 計 (千円)	2,070,291	2,802,487	4,000,970	3,721,079
親会社の所有者に 帰 属 す る 持 分 (千円)	1,120,153	2,222,398	2,611,048	2,217,209
1株当たり親会社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	186.69	325.44	342.07	306.59

(注) 第5期より、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区 分	第 5 期 (2020年10月期)	第 6 期 (2021年10月期)	第 7 期 (2022年10月期)	第 8 期 (当事業年度) (2023年10月期)
売 上 高 (千円)	1,463,427	1,496,626	2,169,887	3,096,559
経 常 利 益 (千円)	219,004	219,997	383,589	109,580
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	100,343	56,307	245,417	△237,793
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	16.72	9.03	35.73	△32.45
総 資 産 (千円)	1,744,678	2,341,915	3,185,974	2,622,808
純 資 産 (千円)	863,441	1,804,458	2,080,733	1,484,963
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	143.83	264.17	272.03	201.89

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千 円)	当社の議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア シ ロ 少 額 短 期 保 険	199,750	77.14%	少額短期保険業
株 式 会 社 ヒ ト タ ス	65,000	100%	人材派遣業

(注) 株式会社ヒトタスにつきましては、2023年8月に人材派遣サービスを行う子会社として新たに設立し、2023年11月より事業開始いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国における2022年の総広告費7兆1,021億円のうち、当社グループの事業領域であるインターネット広告費は3兆912億円となり全体の43.5%を占め、一貫して成長を続けている結果、マスコミ四媒体広告費（新聞、雑誌、ラジオ、テレビメディア広告費の合算）を初めて上回りました（出所：株式会社電通「2022年日本の広告費」）。また、当社グループの主要顧客である弁護士市場に関しては、2022年の弁護士数は約4.4万人となり、増加を続けております（出所：日本弁護士連合会「弁護士白書 2022年版」）。

このような事業環境のもと、当社グループは、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、企業理念を実現するため、以下の事項を重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

① リーガルメディアの掲載枠数並びにブランド認知の拡大

当社グループがサービス提供しているリーガルメディアでは、法律問題の中で特定の事件分野に特化したメディアサイトを展開しており、今後の成長のために更なる掲載枠数の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、営業活動や契約後の顧客サポートを行うカスタマーサクセス活動の強化により、新規契約数を増加させるとともに解約率の引き下げを図ることで掲載枠数の増加を図っております。

また、顧客満足度の維持向上にあたっては良質な問合せを獲得することが必要であり、問合せの数だけではなく質についても重視したウェブマーケティングを展開しております。一方で、ウェブマーケティングにおける自然検索経由の流入については、Googleの検索順位アルゴリズムの変動リスクが存在していることから、自然検索経由以外の流入経路を確保することが望ましい

ものとなります。

この課題に対応するため、当社では従来から広告経由の流入経路の確保に努めております。加えて、第8期連結会計年度において各サービスサイトの名称を「ベンナビ」に統一し、ブランド認知に向けてTVCMやYouTube広告といったマス広告のテストマーケティングも実施し、ユーザーに「ベンナビ」を認知いただくことでの指名検索経由での流入の増加に取り組んでおります。

② 新規事業領域の拡大による新たな収益源の確保

当社グループ収益の大部分（第8期連結会計年度における収益全体のうちリーガルメディアが占める比率57.5%）はリーガルメディアによって占められており、新たな事業を成長させ、より強固な収益基盤を築くことが、今後の発展において重要であると考えております。

この課題に対応するため、派生メディアでは主力の転職メディア「キャリアズム」において、取扱い職種の拡大を進めることで売上成長とともに特定職種での市況悪化リスクの分散を図っております。また、派生メディアの定義を「リーガルメディアからの派生分野」から、「既存ノウハウを生かした派生分野」に広げ、新規メディアの創出に注力しております。

HR事業については弁護士の人材紹介サービスからスタートし、現在は公認会計士・税理士等の他士業や、人事・総務、経理等の管理部門人材の人材紹介サービスも展開し、サービスラインを拡充しております。新規登録者数も大きく増加しており、人員体制や教育体制を更に強化することで売上成長に繋げてまいります。

保険事業は2022年4月28日に連結子会社化したアシロ少短が営む少額短期保険業で構成されている事業セグメントであり、従前から進めているウェブ経由での販売に加えて、代理店経由での販売も強化していくことにより、取り扱っている弁護士費用保険の保有契約件数を増加させ、売上成長並びに早期の黒字化を図ってまいります。

③ 組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる成長のため、人員確保と組織体制の整備が重要な課題であると認識しております。営業担当者やカスタマーサクセス担当者の採用に加えて、メディアサイトの集客力向上を図る為のウェブマーケティング人材、開発を迅速に進める為のエンジニア、UI/UXの改善を図る為のデザイナーの採用も適時に進めていく必要があります。

これらの人材確保にあたっては、中途採用に加えて新卒採用も積極的に行っております。また、従業員からの紹介制度の充実やソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化も図ることによって、着実に組織体制の整備を進めております。

④ 運営サイトの安定的な稼働

当社グループは、リーガルメディア関連事業としてウェブサイトの運営を行っており、運営サイトの安定的な稼働が重要な課題と認識しております。

このため、システム保守体制の構築、運営サイトのユーザー数の増加に対応できるシステム環境の整備、及び情報システムセキュリティの維持により、運営サイトの安定的な稼働に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年10月31日現在）

当社グループは、社会的基盤である法律・弁護士業界とインターネットを結びつけた事業を営んでおります。具体的には、当社グループが有するデジタル技術やウェブマーケティングノウハウを活用して、インターネット上で法律情報や弁護士情報等を提供する「リーガルメディア関連事業」を主要事業としております。

「リーガルメディア関連事業」は、弁護士を主な顧客とする「リーガルメディア」と、弁護士以外の広告主を顧客とする「派生メディア」に分類されますが、収益の大部分は「リーガルメディア」が占めております。「リーガルメディア」の収益は主に月額定額の掲載料収入（サイト内の有料広告の掲載枠数に、月額定額の掲載枠単価を乗じた金額）であり、掲載枠数の増加に比例して収益が伸長するストック型の収益構造であることから、安定的な成長を目指すことができるビジネスモデルとなっております。

リーガルメディア関連事業を拡大する中で蓄積した弁護士業界のネットワークや知見、インターネット上での求職者の集客ノウハウを活かし、2020年より主に弁護士有資格者の人材紹介サービスを提供する「HR事業」を開始しました。現在は、人材紹介の対象を弁護士の他、公認会計士や税理士といった士業人材や管理部門人材に拡大しております。法律事務所や事業会社との人材紹介取引が拡大するにつれ派遣社員の人材ニーズも増加していることから、2023年8月に人材派遣サービスを行う子会社として株式会社ヒトタスを設立し、2023年11月より事業開始いたしました。

また、少額短期保険業を営んでいる(株)アシロ少額短期保険（旧 (株)カイヤス少額短期保険、2022年9月に社名変更）の株式を2022年4月28日に追加取得して連結子会社化することにより、前期より「保険事業」を開始いたしました。アシロ少短では、日常生活の中で遭遇したトラブルの解決を弁護士に依頼したときに生じる費用の一部を保険金で填補する保険を販売しております。

(6) 主要な営業所（2023年10月31日現在）

① 当社

本	社	東京都新宿区
---	---	--------

② 子会社

株式会社アシロ少額短期保険	本社（愛知県名古屋市）
株 式 会 社 ヒ ト タ ス	本社（東京都新宿区）

(7) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	
リ ー ガ ル メ デ ィ ア 関 連 事 業	48 (10) 名	11名増	(3名増)
H R 事 業	13 (0)	9名増	(0名増)
保 険 事 業	5 (－)	1名増	(－)
全 社 (共 通)	14 (－)	2名増	(－)
合 計	80 (10)	23名増	(3名増)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ社への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用人員（労働時間を1日8時間で換算し小数点第一位を四捨五入）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
75 (10) 名	22名増 (3名増)	29.8歳	2.3年

(注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用人員（労働時間を1日8時間で換算し小数点第一位を四捨五入）を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	472,133千円
株式会社千葉銀行	98,333千円
株式会社みずほ銀行	70,000千円
日本生命保険相互会社	34,000千円

- (注) 1. 株式会社りそな銀行の借入額には第1回無担保社債の残高が含まれております。
2. 株式会社みずほ銀行の借入額は第2回無担保社債の残高であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年10月31日現在）

① 発行可能株式総数 24,000,000株

② 発行済株式の総数 7,350,568株

(注) 1. 自己株式118,802株を含んでおります。

2. 主に2023年4月28日に実施した自己株式の消却により発行済株式の総数が減少しております。

③ 株主数 4,442名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 山 博 登	1,855,149株	25.7%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	817,437	11.3
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	285,963	4.0
川 村 悟 士	174,586	2.4
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	155,500	2.2
PARAIBA Family Office投資事業組合	112,700	1.6
野 村 證 券 株 式 会 社	110,100	1.5
株 式 会 社 S B I 証 券	109,156	1.5
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	83,869	1.2
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON B R A N C H E Q C O	82,500	1.1

(注) 1. 当社は、自己株式を118,802株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 16,827株	2名

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年10月31日現在）

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先 との関係
代表取締役社長	中山 博 登		
取 締 役	川 村 悟 士	CFO兼管理本部長 (株)アシロ少額短期保険 取締役 (株)ヒトタス 取締役	当社の連結子会社で あります。
取 締 役	麻 生 要 一	(株)アルファドライブ 代表取締役 (株)ゲノムクリニック 代表取締役 (株)ユニッジ 代表取締役 (株)NewsPicks for Business 代表取締役 (株)アミューズ 取締役	重要な取引その他の 関係はありません。
取 締 役	大 村 由 紀 子	三浦法律事務所 (株)ココペリ 監査役 (株)ハルメクホールディングス 取締役監査 等委員	重要な取引その他の 関係はありません。
常 勤 監 査 役	田 中 一 吉	(株)アシロ少額短期保険 監査役 (株)ヒトタス 監査役	当社の連結子会社で あります。
監 査 役	横 山 信		
監 査 役	都 賢 治	税理士法人アルタス 代表社員 (株)アルタス 代表取締役 (株)アイスタイル 監査役 トレンダーズ(株) 監査役 (株)サイバー・バズ 取締役監査等委員	重要な取引その他の 関係はありません。

- (注) 1. 取締役 麻生要一氏及び取締役 大村由紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田中一吉氏、監査役 横山信氏及び監査役 都賢治氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 横山信氏は、事業会社での経理業務や内部統制関連業務に係る豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 都賢治氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、麻生要一氏、大村由紀子氏、田中一吉氏、横山信氏及び都賢治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、

同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されており、保険料は全額当社が負担しております。被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法律違反に起因する損害賠償請求や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は当該保険契約により補填されません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会からの答申を受けております。

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた基本報酬及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

ii. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、売上収益、営業利益、従業員人件費等の当社の業績指標や他社の水準等を考慮しな

から、総合的に勘案して決定するものとする。なお、基本報酬は月例の固定報酬として支給し、毎年一定の時期に報酬等の額の水準の見直しを行うものとする。

iii. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬は、株主価値と連動した企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の双方又はいずれかを付与することができるものとする。株式報酬の内容、個人別の付与数及び付与時期は、株主総会決議により承認された内容、報酬限度額及び上限付与数の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、総合的に勘案して決定するものとする。

iv. 基本報酬及び株式報酬の取締役の個人別報酬等の額に対する割合決定に関する方針

基本報酬及び株式報酬の割合については、全体として、各職責を踏まえた適正水準でありかつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で決定する。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬及び株式報酬の決定については、業務執行取締役が指名・報酬委員会（指名・報酬委員会の構成員は代表取締役及び社外役員とする。）に対して報酬案を提案し、指名・報酬委員会が審議した後、取締役会が決定するものとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	72,228千円 (6,000)	60,348千円 (6,000)	－千円 (－)	11,880千円 (－)	4名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,930 (12,930)	12,930 (12,930)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	85,158 (18,930)	73,278 (18,930)	－ (－)	11,880 (－)	7 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。2022年1月28日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式

の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されており、当該決議に基づいて当社の株式を交付しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）であります。また、当事業年度における交付状況は「2. 会社の現況 (1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年10月28日開催の臨時株主総会で決議された年額300,000千円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年4月3日開催の臨時株主総会で決議された年額100,000千円以内であります。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と 当社との関係
社外取締役	麻 生 要 一	(株)アルファドライブ 代表取締役 (株)ゲノムクリニック 代表取締役 (株)ユニッジ 代表取締役 (株)NewsPicks for Business 代表取締役 (株)アミューズ 取締役	重要な取引その他の 関係はありません。
社外取締役	大 村 由 紀 子	三浦法律事務所 (株)ココペリ 監査役 (株)ハルメクホールディングス 取締役監査等委員	重要な取引その他の 関係はありません。
社外監査役	田 中 一 吉	(株)アシロ少額短期保険 監査役 (株)ヒトタス 監査役	当社の連結子会社で あります。
社外監査役	都 賢 治	税理士法人アルタス 代表社員 (株)アルタス 代表取締役 (株)アイスタイル 監査役 トレンダーズ(株) 監査役 (株)サイバー・バズ 取締役監査等委員	重要な取引その他の 関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	麻 生 要 一	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1%）に出席いたしました。社内起業支援やスタートアップのインキュベーションの経験を数多く積んでおり、当社に対して事業立ち上げの専門家としての豊富な経験と高い見識を活かした助言を行っております。
社外取締役	大 村 由 紀 子	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1%）に出席いたしました。弁護士の資格を有しており、当社に対して法律家の立場から企業法務の分野を中心とした法令及びリスク管理等に係る豊富な知識と高い見識を活かした助言を行っております。
社外監査役	田 中 一 吉	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100%）、監査役会17回のうち17回（100%）に出席いたしました。必要に応じ、内部統制の専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	横 山 信	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100%）、監査役会17回のうち17回（100%）に出席いたしました。必要に応じ、監査役としての経験と専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	都 賢 治	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1%）、監査役会17回のうち16回（94.1%）に出席いたしました。必要に応じ、会計・税務の専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役に請求し、監査役はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

しかしながら、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合には、当該買付行為の是非について、取締役会等の意見を開示するなど、速やかに適切な対応を講じてまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、M&Aを含む戦略的投資を優先的に実行することで持続的な利益成長や企業価値向上を実現することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。一方で多様な株主の期待に応える為、適切な水準での株主還元も重要であると認識しております。

上記の認識に基づき、戦略的投資にあたって必要な内部留保を確保した上で、配当性向30%程度を基準とした安定的かつ継続的な配当を行い、株主還元の充実を図ってまいります。なお、内部留保については自己資本比率40%～70%程度を適切な水準とし、過度な内部留保は抑制するとともに、ROE（自己資本利益率）10%以上を目標としてまいります。

また、投資機会や市場環境、内部留保の水準などを踏まえた上で、株主還元やM&Aの対価といった観点から自己株式の取得是非については機動的に検討してまいります。

連結財政状態計算書

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	1,225,953	仕入債務及びその他の債務	304,024
売上債権及びその他の債権	466,231	社 債 及 び 借 入 金	172,538
その他の流動資産	90,212	保 険 契 約 負 債	59,146
流動資産合計	1,782,395	リ ー ス 負 債	101,491
		その他の金融負債	50,035
		その他の流動負債	72,771
		引 当 金	4,537
		流動負債合計	764,542
非 流 動 資 産		非 流 動 負 債	
有形固定資産	113,061	社 債 及 び 借 入 金	492,643
使用権資産	317,948	リ ー ス 負 債	185,662
の れ ん	1,340,204	その他の金融負債	161
無 形 資 産	7,733	引 当 金	50,621
その他の金融資産	119,204	非流動負債合計	729,087
繰延税金資産	39,545	負 債 合 計	1,493,629
その他の非流動資産	990		
非流動資産合計	1,938,684	資 本	
		資 本 金	608,453
		資 本 剰 余 金	963,797
		利 益 剰 余 金	723,159
		自 己 株 式	△81,338
		その他の資本の構成要素	3,139
		親会社の所有者に	
		帰属する持分合計	2,217,209
		非 支 配 持 分	10,241
		資 本 合 計	2,227,450
資 産 合 計	3,721,079	負 債 及 び 資 本 合 計	3,721,079

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2022年11月 1日から)
(2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額
売 上 収 益							3,197,782
売 上 原 価							1,941,274
売 上 総 利 益							1,256,508
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							1,094,302
そ の 他 の 収 益							5,620
そ の 他 の 費 用							114,555
営 業 利 益							53,271
金 融 収 益							193
金 融 費 用							10,228
税 引 前 利 益							43,235
法 人 所 得 税 費 用							81,704
当 期 損 失 (△)							△38,469
当 期 損 失 の 帰 属							
親 会 社 の 所 有 者 分							△12,397
非 支 配 持 分							△26,072
当 期 損 失 (△)							△38,469

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,584,113	流 動 負 債	588,334
現 金 及 び 預 金	1,016,580	買 掛 金	98,952
売 掛 金	452,936	未 払 金	209,496
前 払 費 用	81,703	未 払 費 用	49,941
未 収 還 付 法 人 税 等	18,368	一年以内償還予定社債	70,000
そ の 他	19,098	一年内返済予定長期借入金	105,576
貸 倒 引 当 金	△4,572	未 払 法 人 税 等	1,740
固 定 資 産	1,035,760	未 払 消 費 税 等	13,005
有 形 固 定 資 産	147,891	未 払 配 当 金	208
建 物 及 び 附 属 設 備	109,460	前 受 金	9,488
工 具 、 器 具 及 び 備 品	38,431	返 金 負 債	5,372
		預 り 金	20,019
		ポ イ ン ト 引 当 金	4,537
無 形 固 定 資 産	551,390	固 定 負 債	549,511
の れ ん	543,657	社 債	175,000
商 標 権	1,995	長 期 借 入 金	323,890
ソ フ ト ウ エ ア	5,738	資 産 除 去 債 務	50,621
		負 債 合 計	1,137,845
投 資 そ の 他 の 資 産	336,479	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	193,508	株 主 資 本	1,460,004
敷 税 金 資 産	107,237	資 本 金	608,453
繰 延 税 金 資 産	31,753	資 本 剰 余 金	916,557
そ の 他	3,982	資 本 準 備 金	66,098
		そ の 他 資 本 剰 余 金	850,459
繰 延 資 産	2,936	利 益 剰 余 金	16,332
社 債 発 行 費	2,936	利 益 準 備 金	9,503
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,829
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,829
		自 己 株 式	△81,338
		新 株 予 約 権	24,959
資 産 合 計	2,622,808	純 資 産 合 計	1,484,963
		負 債 純 資 産 合 計	2,622,808

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年11月 1日から)
(2023年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,096,559
売上原価	1,827,863
売上総利益	1,268,696
販売費及び一般管理費	1,164,791
営業利益	103,905
営業外収益	
受取利息	13
経営管理料等	10,266
報奨金	4,068
その他の	48
営業外費用	
支払利息	1,969
社債利息	862
支払手数料	5,282
その他の	607
経常利益	109,580
特別損失	
関係会社株式評価損	240,156
減損損失	16,137
抱合せ株式消滅差損	8,747
固定資産除却損	83
税引前当期純損失 (△)	265,123
法人税、住民税及び事業税	60,890
法人税等調整額	21,360
当期純損失 (△)	△155,543
	82,250
	△237,793

(注) 金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月21日

株式会社アシロ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善方正義
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	腰原茂弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシロの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アシロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月21日

株式会社アシロ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善方正義
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	腰原茂弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシロの2022年11月1日から2023年10月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月22日

株式会社アシロ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	田	中	一	吉	㊟
社外監査役	横	山		信	㊟
社外監査役	都		賢	治	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、M&Aを含む戦略的投資を優先的に実行することで持続的な利益成長や企業価値向上を実現することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。一方で多様な株主の期待に応えるため、適切な水準での株主還元も重要であると認識しております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、当社グループの業績及び今後の経営環境を勘案し、その他資本剰余金を原資として以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり 13円61銭
総額 98,424,336円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年1月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業内容を追加するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたといたし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行えることができるよう、剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）及び第44条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) ～ (6) (条文省略) (新設) (新設) (新設) <u>(7) ～ (9)</u> (条文省略)	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) ～ (6) (現行どおり) <u>(7) 労働者派遣事業</u> <u>(8) アウトソーシング事業の受託及び請負</u> <u>(9) 各種代行業務</u> <u>(10) ～ (12)</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(機関) 第4条 当社は株主総会、取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第2章 株式 <u>(自己株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)	(機関) 第4条 当社は株主総会、取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u> 第2章 株式 (削除) 第7条～第10条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第11条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>5名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設) (新設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (条文省略) (新設) (取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から1名以上の代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(削除)
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u>	
第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会議事録)</u>	
第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u>	
第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u>	
第38条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u>	
第39条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	(削除)
2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u>	

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第35条～第36条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第7章 計算 第42条 (条文省略) (新設) (剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 (新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。 第45条 (条文省略) (新設)	第7章 計算 第37条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削除) 第40条 (現行どおり) (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第8回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

第3号議案 監査等委員でない取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

各監査等委員でない取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	なか やま ひろ と 登 中 山 博 登 (1983年3月16日)	2006年4月 (株)ワークポート入社 2007年4月 (株)幕末(現イシン(株))入社 2009年11月 (株)アシロ(旧会社)設立、代表取締役 2016年5月 (株)ASIRO(現当社)代表取締役社長 (現任)	1,855,149株
	【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 中山博登氏は、創業経営者として強いリーダーシップや卓越した先見の明、果断な決断力、迅速な実行力により当社グループを牽引してまいりました。同氏が有する経営能力を活かすことで今後も当社グループの成長に寄与することができると判断したため、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	かわ むら さと し 川 村 悟 士 (1984年9月1日)	2007年 4 月 パシフィックホールディングス(株)入 社 2009年 3 月 パシフィックインベストメント(株) (現クッシュマン・アンド・ウェイ クフィールド・アセットマネジメン ト(株)) に転籍 2011年 8 月 (株)社楽パートナーズ入社 2014年 7 月 Macquarie Capital Securities (Japan) Limited入社 2015年 7 月 UBS証券(株)入社 2017年 4 月 当社入社 CFO兼管理部統括責任者 2018年 1 月 当社取締役CFO兼管理部統括責任者 2021年11月 当社取締役CFO兼管理本部長 (現任) 2022年 5 月 (株)アシロ少額短期保険取締役(現任) 2023年 8 月 (株)ヒトタス取締役(現任)	174,586株
【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 川村悟士氏は、金融業界における幅広い知識・経験を有しており、当社にCFOとして2017年に入社 いたしました。以降、当社の管理部門全般を統括し、管理体制の構築を主導してまいりました。同氏 が有する財務を中心とした管理全般に渡る知見を活かすことで今後も当社グループの成長に寄与する ことができると判断したため、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、
 被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしておりま
 す。各候補者は当該保険契約の被保険者であり、再任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者
 に含められることとなります。当社は、各候補者が再任された場合、任期途中に当該保険契約を同内
 容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告（2. 会社の現況 (2)
 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等）をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各監査等委員である取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たなか かずよし 田中 一吉 (1957年8月6日)	1980年4月 千代田化工建設(株)入社 1990年1月 東京海上火災保険(株) (現 東京海上日動火災保険(株)) 入社 2002年6月 ニッセイ同和損害保険(株) (現 あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社 2013年5月 (株)セシール入社 2017年9月 当社監査役就任 (現任) 2020年6月 (株)カイラス少額短期保険 (現 (株)アシロ少額短期保険) 監査役就任 (現任) 2023年8月 (株)ヒトタス監査役就任 (現任)	5,800株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中一吉氏は、リスクコンサルティング並びに損害保険分野で長年経験を積んでおり、加えて(株)セシールでは内部監査責任者を務めた後に当社監査役を務めるなど監査にも精通しております。過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年4ヶ月となります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	あそ う よう いち 麻 生 要 一 (1983年4月6日)	2006年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社 2018年2月 (株)アルファドライブ設立、代表取締役 (現任) 2018年4月 (株)ゲノムクリニック設立、代表取締役 (現任) 2019年3月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 (株)アミューズ取締役 (現任) 2023年1月 (株)ユニッジ代表取締役 (現任) 2023年2月 (株)NewsPicks for Business代表取締役 (現任)	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 麻生要一氏は、社内起業支援やスタートアップのインキュベーションの経験を数多く積んでおり、当社に対して事業立ち上げの専門家としての豊富な経験と高い見識を活かした助言を行っております。上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年10ヶ月となります。		

候補者 番 号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おおむら ゆきこ 大 村 由 紀 子 (1979年 1 月15日)	2003年 4 月 トヨタ自動車(株)入社 2007年 9 月 長島・大野・常松法律事務所入所 2013年 9 月 U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit 2014年 8 月 金融庁（出向）入庁 2019年 4 月 三浦法律事務所入所（現任） 2020年 1 月 当社社外取締役（現任） 2020年 5 月 (株)ココペリ監査役（現任） 2022年10月 (株)ハルメクホールディングス取締役監査 等委員（現任）	一株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大村由紀子氏は、弁護士の資格を有しており、当社に対して法律家の立場から企業法務の分野を中心とした法令及びリスク管理等に係る豊富な知識と高い見識を活かした助言を行っております。過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	よこ やま しん 横 山 信 (1953年10月18日)	1977年 4 月 昭和電工(株) (現 株式会社レゾナック・ホールディングス) 入社 1986年 3 月 (株)キュービッド入社 1987年11月 (株)オフト入社 1988年 5 月 (株)図研入社 1990年 4 月 日本合同ファイナンス(株) (現 ジャフコ グループ(株)) 入社 2007年 5 月 バンクテック・ジャパン(株) (現 (株)プリマジェスト) 入社 2012年 9 月 (株)HCM (現 AL S O K 介護(株)) 監査役就任 2013年10月 (株)メディカルケアコンフォート監査役就任 2014年 1 月 (株)アニスト監査役就任 2017年 4 月 当社監査役就任 (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 横山信氏は、事業会社の管理部門業務全般や上場準備企業の内部管理体制構築業務、上場企業の内部統制・J-SOX関連業務等に長年従事するとともに、複数の企業の監査役を歴任し、豊富な経験を有しております。過去に社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の経験及び見識をもとに、経営の執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年10ヶ月となります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者であり、選任された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当社は、各候補者が選任された場合、任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告（2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等）をご参照ください。
3. 田中一吉氏、麻生要一氏、大村由紀子氏及び横山信氏は、社外取締役候補者であります。なお、大村由紀子氏の戸籍上の氏名は、湯山由紀子であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」並びに田中一吉氏、麻生要一氏、大村由紀子氏及び横山信氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、当

社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。なお、麻生要一氏、大村由紀子氏は社外取締役として、田中一吉氏、及び横山信氏は社外監査役として、それぞれ同様の契約を締結しております。

5. 当社は、田中一吉氏、麻生要一氏、大村由紀子氏及び横山信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬額の定めに加え、監査等委員でない取締役の報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬額は、2016年10月28日開催の臨時株主総会で決議された年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認頂き、現在に至っております。

今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、選任予定の候補者の員数や現行の報酬の金額、経営環境や他社役員報酬水準等を総合的に勘案した結果、新たな報酬額は、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせて頂きたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告（2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ④ 取締役及び監査役の報酬等）に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とすることを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が承認決議された場合、監査等委員でない取締役は2名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認決議されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、選任予定の候補者の員数や現行の報酬の金額、経営環境や他社役員報酬水準等を総合的に勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が承認決議された場合、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力が発生することを条件として、効力が生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

当社は2022年1月28日開催の定時株主総会において、金銭報酬の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、当該取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内とご承認いただき、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入したいと存じます。つきましては、第5号議案「監査等委員でない取締役の報酬額設定の件」における報酬枠とは別枠にて、対象取締役にに対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、各事業年度において対象取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の対象取締役は2名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役2名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告（2. 会社の状況（2）会社役員の状況 ④取締役および監査役の報酬等）に記載のとおりですが、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とすることを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて譲渡制限付株式に関する報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。

また、本制度の詳細につきましては、下記の【本制度の概要】に記載の枠内で、取締役会に一任い

ただきたいと存じます。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本制度の概要は以下のとおりとなります。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株

式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、割り当てる可能性があります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場	B I Z新宿 1階 多目的ホール B I Z新宿正面玄関通路は2階となっておりますので、階段を下り、会場へお越しください。 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目8番2号	
交 通	東京メトロ丸ノ内線 都営大江戸線	西新宿駅下車 徒歩約5分 都庁前駅下車 徒歩約6分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。